

宮 崎 市

デジタルサイネージ

ガイドライン

(素案)

目次

1 章 ガイドラインについて

(1) 策定の目的	…3
(2) 位置づけ	…3
(3) ガイドラインの活用方法	…4
(4) ガイドラインの対象範囲	…4

2 章 市内全域共通のルール

(1) 音のルール	…5
(2) 光のルール	…5
(3) 動きのルール	…6
(4) その他のルール	…7

3 章 特定のエリアごとのルール

(1) エリアの分け方について	…8
(2) エリアごとの基準について	…9

4 章 その他

(1) デジタルサイネージ設置までの流れ	…10
(2) チェックリスト	…11
(3) Q&A	…12

1章 ガイドラインについて

(1) 策定の目的

近年、デジタルサイネージ等の新たな形態の屋外広告物が街中に見られるようになりました。目を引きやすく、大きな広告効果を見込めることや、市場の拡大による価格の低下などにより、デジタルサイネージは本市においても年々増加傾向にあります。

屋外広告物は、多くの人に有益な情報を伝えると同時に、まちの景観にも大きな影響を及ぼします。特にデジタルサイネージは従来の屋外広告物と違い、「音」「光」「動き」を伴うため、景観を阻害する要因になりやすく、適切にコントロールしながら活用していく必要があります。

そこで、本市ではデジタルサイネージの「音」「光」「動き」の観点から景観誘導を行う手引きとして「宮崎市デジタルサイネージガイドライン」(以下、本ガイドライン)を定めます。

(2) 位置づけ

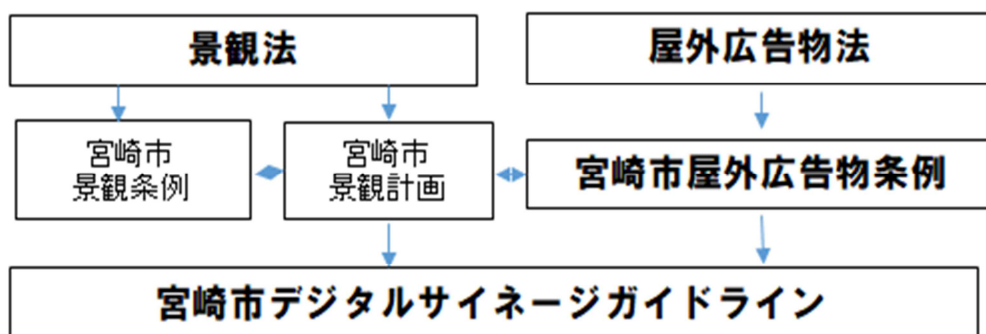
昭和24年の屋外広告物法制定、平成16年の景観法制定により、各都市で「良好な景観形成」および「公衆に対する危害の防止」を目的とした屋外広告物の規制が行われてきました。

本市においても、平成9年に「宮崎市屋外広告物条例」(以下、本市条例)を制定し、良好な景観と市民の安全を守るために広告物の大きさや総量などの規制を行っています(図-1)。

しかしながら、年々増加傾向にあるデジタルサイネージに対して屋外広告物法および本市条例には「音」「光」「動き」に関する規定が示されていないため、新たに景観誘導を行う必要が生じています。

そこで、本ガイドラインは、守るべき「音」「光」「動き」のルールやエリアごとの景観誘導に関する基準を示しており、本市条例と併せて景観誘導を行うための基準を示しています。

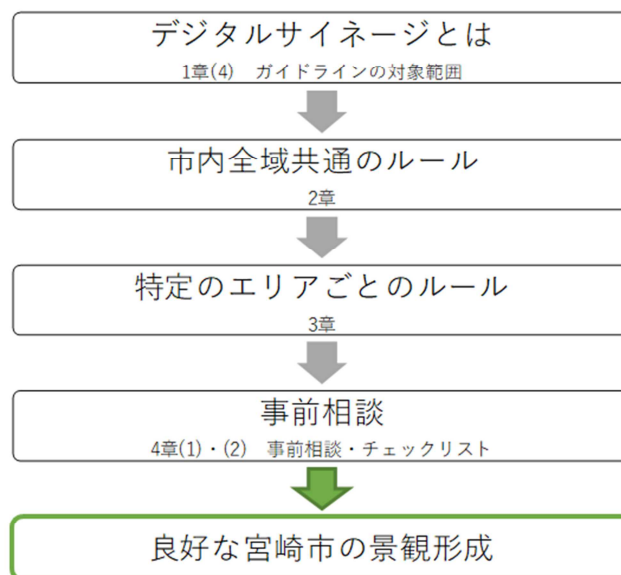
巻末に簡易的なチェックリストも掲載しておりますので、デジタルサイネージの設置や動画コンテンツ制作の際に、参照してください。



(図-1) 宮崎市デジタルサイネージガイドラインの位置づけ

(3) ガイドラインの活用方法

光や動きを活用したデジタルサイネージを設置する場合には、ガイドラインの構成・流れ（図－2）に沿って、デジタルサイネージの設置検討や動画コンテンツの製作等を行ってください。



（図－2）ガイドラインの構成・流れ

(4) ガイドラインの対象範囲

本ガイドラインは、宮崎市内全域を対象とします。また、本ガイドラインにおけるデジタルサイネージを以下のように定義付けします。

- ①常時又は一定期間継続して表示されるもの
- ②屋外若しくは、屋内から屋外に向けて表示されるもの
（事務所のガラス面の内側から設置するものを含む）
- ③公衆に表示されるもの
- ④ディスプレイ等の電子的な機器を用いて表示され、表示内容が可変であるもの

なお、交通安全・防犯・災害対策等の安全性、緊急性のために強い光や大きい音が必要なものは除きます。

2 章 市内全域共通のルール

(1) 音のルール

複数の音は、混ざりあって雑音となりやすく、相互に騒音のレベルを高めるおそれがあります。音について、次のルールを守ってください。

(i)音が無くても伝えたい情報が伝わるようにする

大きな字幕や簡潔な構成で、音がなくても伝えたい情報が伝わるようにしてください。

(ii)音を出す場合は、エリアごとの基準を守る

商業地や繁華街、その他においてやむを得ず音を出す場合は、第3章に示すエリアごとの基準(表-1)を守ってください。

デジタルサイネージの表示内容はテレビCMに準ずるものや、ナレーションによって情報を伝えるものが多く、視覚からの情報とあいまって見る人に多くの情報を与えることができるのが特長です。しかし、デジタルサイネージが発する音が、周辺環境の悪化に繋がったり、人によっては大きな音や同時に聞こえてくる複数の音に不快感を覚えたりすることがあります。

(2) 光のルール

「眩しさ」も見る人に大きな影響を与えます。

光の明るさや色について次のルールを守ってください。

(i)明るさ(輝度)を抑える

屋外に設置されるデジタルサイネージについては日中、太陽光の下でも表示内容が視認できるように、高輝度に設定されることが多くなっています。しかし、同じ設定のままだと夜間や曇り・雨の日には必要以上に明るく見え、周辺の景観やドライバー・歩行者など見る人に対して大きな影響をきたします。

自動調光機能を活用するなどして、周囲の明るさに対して不必要に明るくなりすぎることがないようにしてください。

(ii)色彩に配慮する

明度の高い色(白など)は輝度が上がって見えるため、画面の大部分を占める箇所に使用するのは避けてください。ライトグレーやライトベージュ、オフホワイト等を使用すると、昼夜に関わらず見やすく落ち着いた印象を与えます。

また、デジタルサイネージは発光しているため、高彩度色(赤・黄色)を使用せずとも明るく見せる工夫をしてください。

加えて、信号機のある交差点付近では、交通安全への影響に留意して信号機の光に類似した赤色や黄色、青色を使用しないでください。

(3)動きのルール

画面内での激しい動きや急な表示切替は目を引きやすく、場合によっては見る人に不快感を与えたり、健康を損ねたり、交通安全に影響をきたす可能性があります。

動きについて次のルールを守ってください。

(i)過度な点滅や激しい動きは避ける

激しい点滅や急速な画面転換は、景観を阻害する要因になるだけでなく、交通上の安全を損ねる可能性もきわめて高いものです。

光を過度に点滅させることや、画面内の表示を激しく動かすこと、特に、赤色・黄色の光を点滅させることは、見る人に緊急性が高い印象を与えるため、避けてください。

(ii)渦巻きや同心円等の視覚を惑わせるような動きは避ける

規則的なパターン模様(縞模様や渦巻き、同心円等)が動きを伴うと、歩行者や運転者の視覚を惑わせてしまい、交通安全に影響をきたす可能性があります。

これらの模様が画面の大部分を占めるような映像は避けてください。



縞模様



渦巻き模様



同心円模様

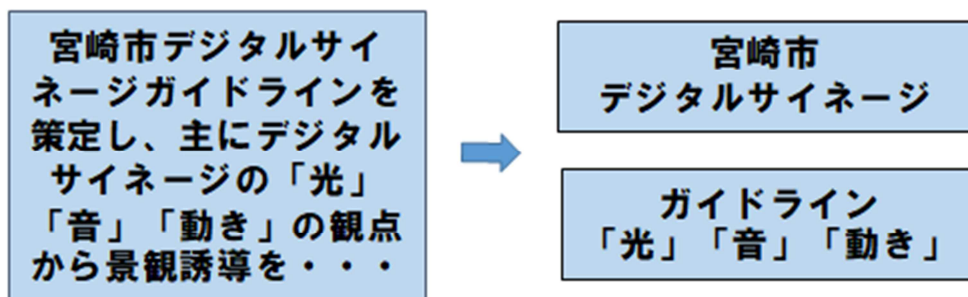
(図-3) 規則的なパターン模様の例

(4)その他のルール

(i)文字は大きくはっきりと表示する

人が無意識に目を留める時間は0.3秒前後で、0.3秒で読むことができる文字数は、日本語で最大15文字程度とされています。

表示内容は、初めて見る人が十分理解できるだけの情報量に留め、読ませるコンテンツではなく、「視覚的に見せる」工夫をしてください。



(図-4)「視覚的に見せる」工夫の例

(ii)突出広告などの通りの進行方向に正対する設置方法は避ける

建物の壁から突き出して設置される突出広告など、歩行者や車の進行方向に対して正対して設置された広告物は通りから目立つため、景観阻害の要因になったり、交通安全に影響をきたしたりする可能性があります。特にデジタルサイネージは光や動きを伴うため、交通安全に大きな影響を与える可能性が高くなります。

突出広告など、歩行者や車の進行方向に対して正対するデジタルサイネージは設置しないでください。



正対する広告



壁面広告

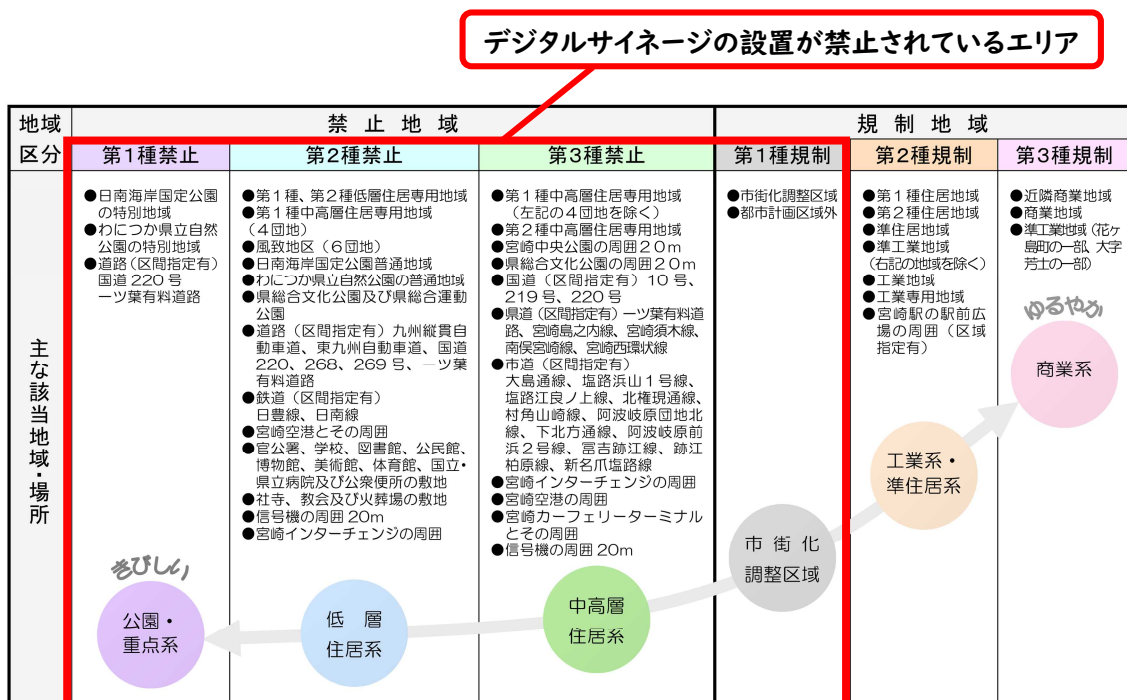
※さいたま市ガイドラインより抜粋

3 章 特定のエリアごとのルール

(1) エリアの分け方について

本市条例では市内全域を用途地域を基に6つの地域区分に分け、屋外広告物の設置を規制しており、同条例第4条および第5条に規定する禁止地域および第1種規制地域においては、デジタルサイネージの設置自体を禁止しています。

また、景観計画で定める重点景観形成地区のうち、「大淀川地区重点景観形成地区」および「宮崎駅東通り地区重点景観形成地区」についても、デジタルサイネージの設置を禁止しています。



(図-5) 宮崎市屋外広告物条例における地域区分

(2) エリアごとの基準について

2章や(図-5)を踏まえたうえで、本ガイドラインでは(表-1)のとおり、デジタルサイネージが掲出可能なエリアごとに「光」「音」について基準を示します。

(i) 光の基準

休止時間以外の稼働は可能です。下表の時間帯については1000 cd/m²以下とします。それ以外の稼働時間は、自動調光機能を活用するなど周囲の明るさに配慮してください。

(ii) 音の基準

65デシベル以下、かつ、下表の時間帯のみ使用可能とします。

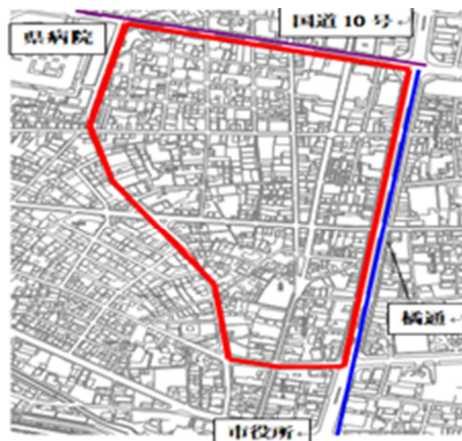
時間 地域区分		休止時間 ※デジタルサイネージを稼働させてはいけない時間	光 ※1000 cd/m²以下の配慮時間 (休止時間以外は稼働可)	音 ※音を出して良い時間 (それ以外は不可)
禁止地域および第Ⅰ種規制地域		条例で終日稼働不可		
第Ⅱ種規制地域	宮崎駅周辺	0時～6時	17時～24時	10時～21時
	その他	0時～8時	17時～24時	10時～19時
第Ⅲ種規制地域	宮崎駅周辺	0時～6時	17時～24時	10時～21時
	ニシタチ	1時～9時	17時～1時	12時～23時
	その他	0時～6時	17時～24時	10時～19時

(表ー1) エリアごとの基準

※1.基準内であっても、近隣に住居や宿泊施設等がある場合は、周辺環境に配慮してください。
 なお、基準超過が常態化するなどして、周辺環境に影響を及ぼしている場合は、環境部と協議のうえ指導対象となることがあります。



宮崎駅周辺

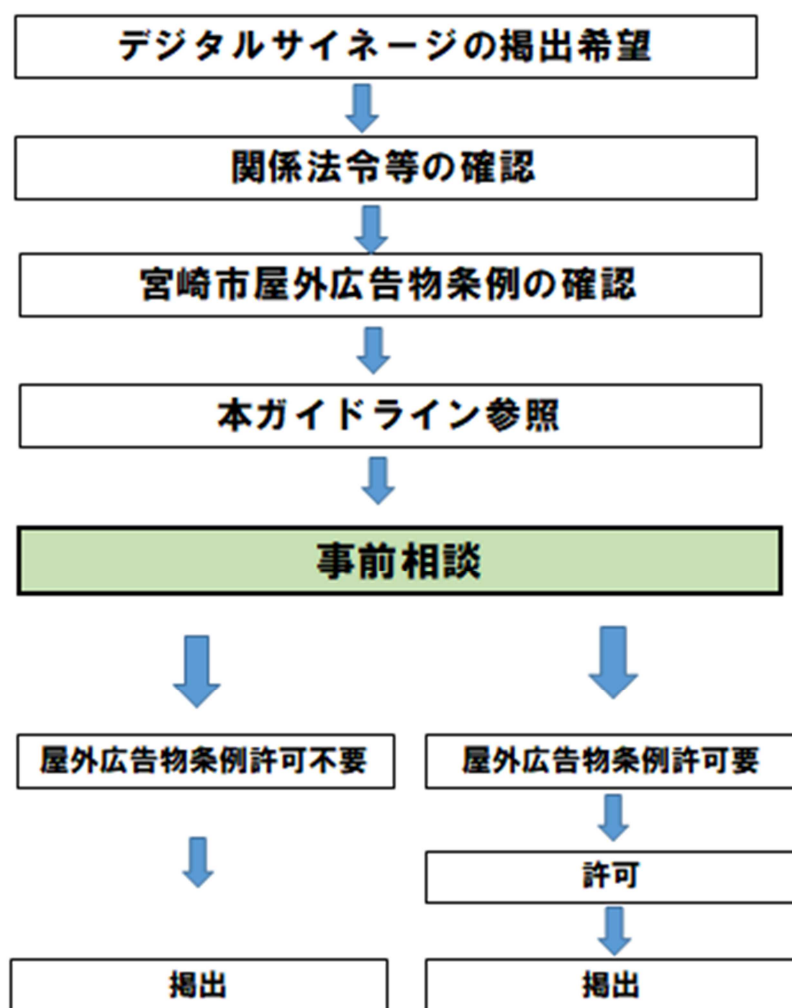


ニシタチ

4章 その他

(1) デジタルサイネージ設置までの流れ

デジタルサイネージを設置する場合は、事前相談をお願いします。
事前相談ではチェックリスト・図面等を提出してください。



(図ー6) デジタルサイネージ設置に関する手続きの流れ

(2)チェックリスト

デジタルサイネージ設置チェックリスト

●音について

	音が無くても伝わるものになっていますか。音を出す場合は、エリアごとの基準値を守ることができていますか。(デシベル)
	音量調節可能な機材を使用していますか。

●光について

	設置場所の基準に応じた輝度で放映できていますか。(cd/m^2)
	自動調光機能や光量調整可能な機材を使用していますか。
	高明度・高彩度な色が画面の大部分を占めていませんか。
	信号機の光に類似した色等、交通の安全を阻害するような色を使用していませんか。

●動きについて

	映像内において過度な点滅、激しい動きはしていませんか。
	渦巻きや同心円等の視覚を惑わせるような模様を使用していませんか。

●その他

	通りの進行方向に対して垂直(正対)に設置されていませんか。
	設置場所や大きさは本市条例における規定を守っていますか。

(3)Q&A

Q1 宮崎市屋外広告物条例で許可不要となる自家用広告物も対象か？

A1 本ガイドラインは許可の対象となる屋外広告物に限らず、許可不要となる自家用広告物のデジタルサイネージも対象となります。

Q2 窓の内側から屋外に向けたデジタルサイネージは本ガイドラインの対象となるのか？

A2 窓の内側に設置されるデジタルサイネージは、屋外に設置しているものと同様に景観への影響が懸念されます。そのため、対象物は設置場所が屋内・屋外に関わらず、「屋外に向けて表示しているもの」とし、本ガイドラインの対象となります。

Q3 窓の内側から屋外に向けたデジタルサイネージは大きさのルールがあるのか？

A3 屋内から屋外に向けて表示される場合も、条例に適合する面積等としてください。

Q4 過度な点滅は、健康に影響があるのか？

A4 平成9年にアニメーション番組等の特殊な映像手法が、視聴者、その中でも特に子どもたちの健康に影響を及ぼす（光感受性発作）という大変な事態が起こりました。そこで、平成10年に再発防止のための具体的なルールを定めた「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」が策定されました。デジタルサイネージは不特定多数の人が見ることになるため、次の点について細心の注意を払い、コンテンツの製作に取り組む必要があります。

- 1.映像や光の点滅、特に「鮮やかな赤」の点滅
- 2.コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換
- 3.規則的なパターン模様の使用

※参照：一般社団法人日本民間放送連盟 HP

Q5 高いところに設置されたデジタルサイネージは安全？

A5 デジタルサイネージは技術の進歩により軽量化が進んでおりますが、印刷された屋外広告物に比べて重量があるため、下を歩く人は不安を感じることがあります。特に高い位置への設置については安全管理を十分行うようにしてください。

Q6 信号機周辺にデジタルサイネージを設置してもいいのか？

A6 屋外に設置するものについては、宮崎市屋外広告物条例で信号機周辺（信号機柱を基点に半径 20m 以内・地上 10m 以下の範囲）が禁止地域に該当するため、デジタルサイネージの設置が禁じられています。

また、屋内に設置するものであっても、屋外に設置するものと同程度の影響を周囲に与えますので、信号機周辺には設置しないようにして下さい。

Q7 禁止地域に該当しない交差点付近で設置する場合に配慮する点は？

A7 公共空間で最も守らなければならないことは「安全」です。車道では、自動車運転者の視線の中で、交通信号、交通標識、緊急時の誘導などが特別に保護されなければなりません。特に、交差点付近では、デジタルサイネージの使用色と信号が重なることをさけるべく、まぎらわしい色や発光体を用いないよう注意してください。

Q8 交差点付近以外で配慮する点は？

A8 デジタルサイネージはまちの重要なメディアになりえる一方、見たくない人の目にも入りやすく、表示の内容や方法については、近隣にいる多様な人への配慮が必要です。設置や運用にあたっては、周囲の環境に配慮してください。

宮崎市
デジタルサイネージ
ガイドライン

令和7年〇月制定

宮崎市都市整備部都市計画課

〒880-0001 宮崎市橘通西1丁目1番1号

電話 0985-21-1811 FAX 0985-21-1816